

楽水会会則

昭和 33 年 10 月 25 日制定、昭和 61 年 7 月 15 日改正、平成 3 年 7 月 5 日改正、平成 15 年 5 月 7 日改正、平成 17 年 10 月 14 日改正、平成 18 年 2 月 14 日細則改正、平成 19 年 5 月 16 日改正、平成 26 年 5 月 26 日改正、平成 28 年 5 月 21 日改正、平成 29 年 5 月 20 日改正

第 1 条 この会は楽水会とよび、本部を東京工業大学におく。

第 2 条 この会は会員お互いの親しみを増し、利益をはかり、また智徳をみがくことを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達するために適時会合や講演を行い、会誌を発行して配り、その他適当な事業を行う。

第 4 条 会員を次の 3 種に別ける。ここに定めた資格を得たものは、自動的にそれぞれの会員となる。

正会員：

- ・東京工業大学、同専門部、同工業教員養成所およびその前身である学校の電気・情報工学関係卒業生
- ・東京工業大学大学院電気・情報工学関係専攻の修士または博士課程修了者
- ・東京工業大学工学院電気電子系・情報通信系の学士、修士または博士課程修了者
- ・平成 27 年度以前の電気・情報工学関係の東京工業大学学位取得者
- ・電気電子系・情報通信系関係の東京工業大学学位取得者
- ・東京工業大学工学院電気電子系・情報通信系関係在職の専任教員（教授・准教授・講師・助教）
- ・上項に該当しない准会員および准会員であった者において、本人が正会員となることを希望し、幹事会が認めた者

但し、一度正会員の資格を得たものは、資格を失うことはない。

但し、卒業生、修了者であっても、引き続き東京工業大学の学生である場合、原則として、東京工業大学における最終学位を修了するまでは学生会員として扱う。

准会員：

- ・東京工業大学電気・情報工学関係学科、東京工業大学大学院電気・情報工学関係専攻または東京工業大学工学院電気電子系・情報通信系に在学した事のある者
- ・東京工業大学工学院電気電子系・情報通信系関係在職の特任・特定・特命教員

- ・東京工業大学工学院電気電子系・情報通信系在職の職員・研究員
- 学生会員：
 - ・東京工業大学電気・情報工学関係課程在籍の学生
 - ・東京工業大学工学院電気電子系・情報通信系在籍の学生
 - ・東京工業大学に在籍する学生で、幹事会が認めた者

第5条 正会員は会費として別に定めた金額を納入しなければならない。准会員と学生会員からは会費を徴収しない。

第6条 この会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 学外幹事 少なくとも6名
- 学内幹事 少なくとも4名（内1名は副会長を兼務、内1名は会計幹事を兼務）
- 会計幹事 1名

- 2 会計監査は、正会員の中から幹事会で推薦し、幹事会で承認する（ただし会長、副会長、学外幹事、学内幹事、会計幹事を除く）。

第7条 会長は会務を統轄する。副会長は会長職務を補佐する。幹事は庶務、会計、会誌編集、人事、その他一切の会務を処理する。

第8条 会長は正会員から、副会長は学内幹事の中から総会で推薦し、総会で承認する。幹事は正会員の中から総会で互選する。

第9条 会長、副会長、および幹事の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし会長、副会長は2期を限度とする。役員任期は承認された総会の翌日に始まり、総会開催日に終わる。

第10条 会議を分けて総会、幹事会とする。

- 2 総会は会長が招集する。定期総会は毎年原則として年1回開催し、前年事業および会計報告、当該年役員承認、当該年事業計画その他の議事を行う。臨時総会は正会員30名以上から要求があるとき、または幹事会の決議により会長が招集する。総会での決議は出席正会員の過半数の同意による。
- 3 幹事会は副会長または学外幹事が招集する。

第11条 下記事項は、総会での承認を必要とする。

- ・楽水会会則の変更
- ・役員交代

- ・前年度事業報告および前年度会計報告
- ・次年度事業計画および予算案
- ・正会員会費額の変更

第12条 会費は楽水会の収支状況に応じて幹事会で算出し、別表に定める金額とする。

第13条 この会の事業および会計年度は毎年5月に始まり、翌年4月に終わる。

第14条 この会は第2条の目的を果すため、必要に応じて委員若干名を委嘱することができる。

第15条 この会則を変更するには総会の議決による。

附則

第1条 この会則は平成26年定例総会翌日（平成26年5月26日）から実施する。

第2条 平成26年度に限り、会計年度は平成26年4月に始まり、平成27年4月に終わる。

楽水会細則

第1条 会誌は毎年1回以上発行する。

第2条 下記事項は、幹事会での承認を必要とする。

- ・事務局の設置、事務局員の雇用と給与支払い
- ・総会で承認された以外の事業等の施行
- ・楽水会細則の変更
- ・委員の委嘱

別表：楽水会正会員会費（平成26年4月時点）

年会費	3,000円
10年一括前払い会費	25,000円
終身会費	60,000円